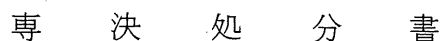


専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

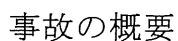


1 賠償金額

2 賠償の相手方

令和6年10月28日

秦野市長 高橋 昌和



- (1) 発生日時

令和6年9月10日（火）午前9時30分頃

- (2) 発生場所

くずはの広場駐車場（秦野市曾屋1141番地）

- ### (3) 事故の状況

くずはの広場業務員（会計年度任用職員）が、上記場所で除草作業を行っていた際、周囲に対する安全対策が不十分であったため、操作していた刈払機により飛ばされた小石が、作業場所から離れた位置に駐車していた〇〇さん所有の普通自動車に当たり、リアガラス等を損傷させた。

- #### (4) 本市の責任原因

周囲の安全対策不履行

- (5) 本市の責任割合

100パーセント